

オノ部

オブリガシオン

Obligation.

義務

〔本義〕羅甸ノ「オブリガレ」ヨリ出ツ「オブリガレ」ハ「オブル」ト
「リガレ」ト合成セシモノニテ「オブル」ハ前詞ニシテ「對スル」
ノ意「リガレ」ハ「紐」ヲ以テ結ヒ付クルノ義

〔釋解〕明結ト默結トヲ問ハス總ヘテ約束ノ結果ヲイフ

○リトレ一人ヲシテ強ヒテ他人ニ對シテ物ヲ渡サシ
メ又ハ事ヲ爲サシメ又ハ事ヲ爲サ、ラシムル法律上
ノ束縛ヲイフ

Obligations naturelles.

オブリガシオン、ナチュレル

自然義務

〔本義〕「ナチツレル」ハ「天然」ノ義

〔釋解〕民法上ノ約束ヨリ出ルモノニ非ス獨リ義務者ノ天然公平ナル思想ヨリ出ツルモノナリ故ニ法律ニ所謂義務ト異ナリ凡ソ法律ニ義務ト稱スルモノハ法律上ニ於テ訴ヲ爲シ得ヘキ事柄ニ關シテ生スル義務ノミナリ犯罪准犯罪又ハ准契約ヨリ生シタル義務ハ此三ツノ者ヨリ生シタル黙結ノ約束ニ基キテ出ルモノナリ○リトレ「オブリガシオン、ナチツレル」ハ天然ノ道理ノミヨリ生スル義務ニシテ以テ訴ヲ起スヲ得サルモノトス是レ法律上ノ義務ニ對スル語ナリ

Obligations conditionnelles.

オブリガシオン、コンデシオ子ル
條件義務

〔本義〕「コンヂシオチル」ハ「コンヂシオン」(セノ部六三)ノ形
容詞ニシテ「條件」ノ義

〔釋解〕ムーロン民法ニ於テ「オブリガシオン、コンヂシオチル」ノ解チニケ所ニ下セリ其一ハ第一千百六十八條ニ
アリ又其一ハ第一千百八十一條ニアリ其第一ノ條ニ曰
ク「オブリガシオン、コンヂシオチル」ハ未來ニシテ且ツ
慥カナラサル事件ニ關スル義務ナリ其第二ノ條ニ曰
ク未來ニシテ且ツ慥カナラサル事件又ハ現ニ生シタ
リト雖モ契約者雙方ノ未タ知ラサル事件ニ關スル義
務ナリ(セノ部六三「コンヂシオン」參看)

オブリガシオン、ア、テルム

有期義務

Obligations à terme.

〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「テ」ルム「ハ」期日「ナリ」(テノ部四)

〔釋解〕按期限アル義務ナリ期限トハ即チ時間ニシテ其時間ハ義務者ニ於テハ義務ノ辨償ヲ爲ス「チ」強ヒラ
ル、「チ」免レ又權利者ニ於テハ其辨償ヲ受クル「チ」
強ヒラル「チ」免ルヘキモノナリ

Obligations alternatives.

オブリガシオン、アルテルナチウ

擇一義務

〔本義〕アノ部五六「アルテルチウ」ニ見ユ

〔釋解〕同上

Obligations solidaires.

オブリガシオテ、ソリデル

連帶義務

〔本義〕「ソ」リ「デル」ハ「連帶」ノ「義」(ニスノ部一五「ソ」リ「ダ」リ「テ」

參看

〔釋解〕按凡ソ數人コテ一人ニ對シ同一ノ事物ヲ約スル時ハ其約シタル人十人ナレハ各十分一ノ義務ヲ負フ例ヘハ十名ニテ金一萬圓ヲ借ルキハ其義務ハ各自一千圓ノ負債ト爲リ又債主ニ在リテモ負債主ノ一名ニ對シテハ一千圓ノ人權ヲ有スルノミ是レ普通ノ法ナリ然レオブリガシオン、ソリデルハ之ニ異ナリ數人ニテ他ノ一人若クハ數人ニ對シテ共同一ノ事物ヲ約スルトキ其約シタル數人ハ連合シテ一體ト爲リ其中ノ者ハ彼此ノ別ナク代理シテ總名ノ義務ヲ負フモノトス(ムーロンニ據ル)

オブリガシオン、デウイジブル

Obligations divisibles.

得分^ラ義務

〔本義〕「ゲウイジブル」ハ「分得」ナリ（デノ部五五、）

〔釋解〕ダローズ義務ハ獨リ其目的タル事物ノ形迹上ニ就テ分チ得ルノミナラス思想上ニ就テモ亦分チ得ルモノアリ其分チ得ル義務ヲ總テ「オブリガシオン、ゲウイジブル」トイフ

Obligations indivisibles.

オブリガシオン、エンゲウイジブル

不得分^ラ義務

〔本義〕「エンゲウイジブル」ハ「分ツベカラサル」ノ義（イノ部一

三、「エンゲウイ」參看）

〔釋解〕「按」義務ノ目的タル事物ハ之ヲ行ヒ之ヲ渡スニ付形迹上若クハ思想上ニテ分チ得ベカラサルモノアリ

又事物ノ性質ハ分ツテ得ヘシト雖モ契約ニテ分ツテ得スト爲スモノアリ總テ此義務ヲ「オブリガシオン、エ
ンデウィジブル」トイフ

〔參照〕(民)七一一、義務ノ効力ハ(民)一一三四以下、與フルノ義務ハ(民)一一三六以下、爲スノ義務及ヒ爲サ、ルノ義務ハ(民)一一四二以下、條件ノ義務ハ(民)一一六八以下、有期義務ハ(民)一一八五以下、撰擇義務ハ(民)一一八九以下、連帶義務ハ(民)一一九七以下、得分義務及ヒ不得分義務ハ(民)一二一七以下、過代約條付ノ義務ハ(民)一二二六以下、義務ノ消滅ハ(民)一二三四、證據ハ(民)一三一五以下、

オフィス

職務

Office.

オノ部

七三三

〔本義〕羅甸ノ「オフィシオム」ヨリ出ツ「オフィシオム」ハ「オフ」ト
 「ファセ」レト合成セシモノニテ「オフ」ハ前詞ナリ「ファセ」レハ
 「爲ス」ノ義即チ「オフィス」ハ「爲ス可キ職分」ノ意ナリ
 〔釋解〕官名擔任職務チイフ○センボ子官名ニシテ或ル
 公ケノ職務チ行フノ權チ附與スルモノナリ

Officier.

オフィシエ

職員

〔本義〕「オフィス」ニ同シ
 〔釋解〕或ル權チ有シ其權ニ因リ或ル事チ爲シ又公ケノ
 職務チ爲スチ得ル人チイフ

オフィシエ、ドル、エタ、シウイル

Officier de l'état civil.

身分證書、取扱役

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ル」ハ冠詞ナリ「エタ」ハ「身分」ナリ「シウイル」ハ「民法上」ノ義「エタ、シウイル」ハ民法上身分ナリ（エノ部二七）（口音）「ル、ニタ」ハ「レ」ナリ

〔釋解〕「按」出生、死生、婚姻ノ證書ヲ記載スル任アル人チイ
フ今此任アル者ハ邑長副邑長ナリ（センボ子及ヒバシ
レニ據ル）

Officier du ministère public.

檢察官吏

オフィシエ、ヂウ、ミニステル、ピウブリク

〔本義〕「ヂウ」ハ「ノ」ナリ「ミニステル、ピウブリク」ハ「檢察官」ナリ（エ
ムノ部一一）

〔釋解〕「按」檢察官ニ在ル人チイフ

オフィシエ、ミニステリエル

Officier ministériel.

裁判所附屬職員

〔本義〕「ミニステリエル」ハ「ミニステル」(エムノ部一一、參看)ヨリ出ツ「ミニステル」ハ「職業又公ケノ職務」ナリ「リエル」ハ語尾ナリ「ミニステリエル」ハ即チ「職務ニ任シタル」ノ意

〔釋解〕「按官命ヲ以テ職務ニ任シタル人チイフ此職務ハ本ト官命ニ出ルト雖モ其目的ハ人民利益ノ爲メニスルモノナリ大審院附屬代言人、參議院附屬代言人、公證人、裁判所書記官、代訟人、使吏、評價人、公債仲買人、商業世話人ノ類ハ即チ「オフィシエ、ミニステリエル」ナリ(「パシッレブランシツニ據ル」)

ド、オフィス

D'office.

職權ヲ以テ

〔本義〕「ド」ハ「以テ」ノ意「オ」フィス」ハ「職務」ナリ（口音）「ド、オ」フィス」ハ「ド」フィス」ナリ

〔釋解〕官名ニ由リ其職務ニ係ル事件（チ）己レノ意ニ隨テ爲スチイフ

Défenseur officieux.

デフアンスール、オフィシウ

官命辯護人

〔本義〕「デフアンスール」ハ「防ク人」ナリ「オ」フィシウ」ハ「オ」フィス」ノ

形容詞ナリ

〔釋解〕裁判官ノ職權ヲ以テ辯護ヲ任シタル人ニシテ訴

訟人ノ委任ヲ受タルモノニ非ス

- テイユテル
- オフィシウズ
- オフシウ
- チエー
- オエウ

Tutelle officieuse.

オノ部

好爲後見

〔本義〕「チツテル」ハ「後見人」ナリ（テノ部一九）「オフィシッーズ」ハ「オフィス」ノ形容詞ナリ

〔釋解〕幼者ヲ己レノ養子ト爲ス目的ヲ以テ自ラ好テ其幼者ノ爲メニ承諾シタル後見ヲイフ

〔參照〕身分證書職員ハ（民）三五、三八、四九、六三、七七、八九、檢察官ハ（民）二〇四六、（治）四〇一、（訴）三〇〇、裁判所附屬代官人ハアノ部一〇一、書記ハゼノ部一〇、使吏ハアシツノ部七、公證人ハエヌノ部九、好爲後見ハ（民）三六一以下、

オフル、レル

四
Offre réelle.

現物提供

〔本義〕「オフル」ハ「オフィリル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニ

シテ「オフリル」ハ羅甸ノ「オフフェルレ」ヨリ出ツ「オフフェルレ」ハ「オフ」ト「フェルレ」ト合成セシモノニテ「オフ」ハ前詞ナリ「フェルレ」ハ「持ツ」ノ義「フオリル」ハ他ノ承諾セシ「」ヲ欲シテ我ヨリ其面前ニ事ヲ提出スル「」チ「イフ」レ「ル」ハ羅甸ノ「レス」ヨリ出ツ「レス」ハ「物」ナリ「レル」ハ「現物」ノ「義」

〔釋解〕責ヲ免ル、カ爲メニ負債主ヨリ債主ニ提供シタル辨濟チ「イフ」若シ債主其辨濟チ不十分ナリトシ領承セサル時ハ物品金錢ノ別ナク「コン」シ「ニア」シ「オン」(付託ナリセノ部七三)チ爲スチ必要ナリトス

〔參照〕(民)一二五七以下、(訴)八一二以下、

オログラフ

自筆

〔本義〕テノ部五、テスタマンノ所ニ見ユ

〔釋解〕同上

〔參照〕〔民〕九六九、九七〇、九九九、一〇〇一、一〇〇六以下、(訴) 九一六、

オンクル

六

Oncle.

伯叔父

伯叔舅

〔本義〕羅甸ノ「アウオス」ヨリ出ツ「アウオス」ハ「祖父」ナリ今「伯叔

父」ヲ「オンクル」トイフ

〔釋解〕父若シハ母ノ兄弟ヲイフ

〔參照〕〔民〕一六三、一七四、七二八、

オ子ル

七

Onéreux.

有報乃

〔本義〕羅甸ノ「オ子リス」ヨリ出ツ「オ子リス」ハ「荷物」ナリ又
 梵語ニ「アナス」ノ語アリ「アナス」ハ「荷車」ナリ記シテ以テ
 參考ニ備フ今「オ子ル」ハ負擔スルノ意ニ用井ル
 〔釋解〕責アリ義務アルノ謂ナリ
 コントラ、ア、チトル、オ子ル

Contrat à titre onéreux.

有報乃契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ（セノ部八三）「ア」ハ「ニ」ナリ「チト
 ル」ハ「名義」ナリ
 〔釋解〕「コントラ、ア、チトル、グラキツイ」ニ對シテ用井ル語ニ
 シテ契約人ノ雙方互ニ或ル物ヲ與ヘ若クハ或ル事ヲ
 爲スノ責ヲ負フ契約チイフ

Contrat à titre gratuit

コントラ、ア、ケトル、グラケウイ

無報ノ契約

〔本義〕「グラケウイ」ハ羅甸ノ「グラケウス」ヨリ出ツ「グラケウス」ハ「快ロヨキ」ノ義今「グラケウイ」ハ「報酬ヲ要セサル」ノ義ナリ

〔釋解〕契約人ノ一方ノミ物ヲ與ヘ若クハ事ヲ爲スノ義務アリテ他ノ一方ハ之ニ報スルノ責ナキ契約チイフ

〔參照〕有報契約ハ(民)一一〇六、無報ノ契約ハ(民)一一〇五、

オポジション

Opposition.

故障

〔本義〕羅甸ノ「オポジション」ヨリ出ツ「オポジション」ハ「オプト」ト「ポジション」ト合成セシモノニテ「オプト」ハ「前」ニ「ノ義」ポジション「オ子ム」ハ「位置」ノ義「オポジション」ハ即

チ「物ノ前ニ物ヲ置キテ妨礙ヲ爲ス」ノ意
〔釋解〕己レノ損害ト爲ルヘキ他人ノ所爲ヲ礙クルヲ目
的トシテ爲ス事チイフ

オポジション、オー、マリアージュ

Opposition au mariage.

婚姻ノ故障

〔本義〕「オ」ハ「ニ」ナリ「マ」リアージュ「ハ」婚姻「ナリ」(エムノ部五)

〔釋解〕ム「ロ」ン或ル婚姻ニ故障ヲ述ル權ヲ有スル人裁
判所使吏チシテ民生官吏ニ婚姻ノ式ヲ行フヲ止メ
シムルヲチイフ

オポジション、ア、ペマン

Opposition à payement.

辨濟ノ故障

〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「ペ」マン「ハ」辨濟「ナリ」(ペノ部二)

〔釋解〕「セシ、アレト」同シ（エスノ部一）

Opposition aux jugements par default.

オボシシオン、オー、ジツジツマン、パル、デフオー

闕席裁判ノ故障

〔本義〕「オハ」コナリ「ジツジツマン」ハ「裁判」ナリ「パル」ハ「因テ」ナリ「デフオー」ハ「闕席」ノ義（デノ部一三）

〔釋解〕セノボ子闕席裁判ノ申渡ヲ受ケタル者其裁判ノ執行ヲ拒ミ裁判ヲ爲シタル裁判所ニ判決ノ改正ヲ請願スル手續ナイフ

Tierce-opposition.

チエルス、オボシシオン

外人ノ故障

〔本義〕「チエルス」ハ「テ」ノ部六

〔釋解〕同上

Option.

〔參照〕證書及ヒ婚姻ノ故障ハ(民)六六以下、一七二以下、辨
 濟ハ(民)一二四二、封印ハ(訴)九二六以下、判斷人ノ判斷ハ
 (訴)一〇二八、治安裁判官ノ裁判ハ(訴)二〇、初告裁判所ノ
 裁判ハ(訴)一五五以下、商法裁判所ノ裁判ハ(訴)四三五、控
 訴裁判所ノ裁判ハ(訴)四五五、四七〇、違警罪裁判所ノ裁
 判ハ(治)一五〇、一五一、懲治裁判所ノ裁判ハ(治)一八七、一
 八八、二〇八、辨濟ノ故障ハ(訴)五五七以下、外人故障ハ(訴)
 四七四以下、八七三、

オプシオン

選擇

〔本義〕「オプテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「オプテ」
 ハ羅甸ノ「オプタレ」ヨリ出ツ「オプタレ」ハ「選フ」ノ義「オプ

テ「ハ」衆物ノ内ニ就テ用ニ足ルヘキ一ヲ擇ミ取ル」ノ義
〔釋解〕リトレ契約中ニ在ル數多ノ事物中ニ就キ其一ヲ
擇ム「フ」チイフ

〔參照〕買却ハ〔民〕一六〇一、一六二〇、一六八一、一六八二、
オールドナンス

10 Ordonnance.

命令

〔本義〕「オールド子」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニシテ「オル
ド子」ハ羅甸ノ「オールド」ヨリ出ツ「オールド」ハ「順序」ナリ「オル
ド子」ハ「順序」ヲ定ムル「又」令スル」ノ義

〔釋解〕國王ノ決議ヲ經タル公益上ノ規則チイフ又法律
ニ定メタル場合ニ於テ裁判官ヨリ出シタル命令チイ
フ〇リトレ法律ノ執行又他ノ行政ノ爲メ國君ヨリ設

ケタル規則又ハ書付チイフ〇バシツレ此語ニ四ノ意味

ケタル規則又ハ書付ナイフ○バシッレ此語ニ四ノ意味
 アリ其一ハ參議院ノ決議ニシテ國君ノ允許ヲ經タル
 モノ其二ハ刑事ニ於テ始審裁判所會議局ノ集會ヨリ
 豫審裁判官ノ意見ヲ聞キタル上出シタル決議ナリ其
 三ハ減短日限ニ呼出ノ許可又主任裁判官ノ選定又拿
 住許可又仲裁人ノ判決ヲ批准スル爲メノ請求書若ク
 ハ調書ノ終尾ニ付スル裁判官ノ命令又ハ允許ナリ其
 四ハ陪審官ノ無罪ノ言渡ヲ爲シタル被告人ヲ放免ス
 ル命令ナリ

Anciennes ordonnances.

古昔命令錄

〔本義〕「アンシアンヌ」ハ「古ヘノ」ノ義

アンシアンヌ、オールドナンス

〔釋解〕佛蘭西王カ「パル、マン」ノ登記ヲ經テ法ヲ立ルノ
權ヲ有セシ時代ニ設ケタル古法ノ編纂シタルモノヲ
イフ

オールドル

命令

手形裏書

11 Ordre.

〔本義〕「オールドル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其義
上文「オールドル」ニ詳ナリ

〔釋解〕命令又ハ商賣上ノ委任或ハ讓渡ヲイフ○リトレ
商法ニテハ手形又ハ爲替手形ノ裏書ノ「」チイフ凡ソ
裏書ハ手形ニ記スル所ノ金高チ或人ニ渡サシムル一
ノ指圖手形ナリ故ニ「オールドル」チ指シテ直チニ裏書ト

云フ「ビエ、ア、オルドル」(ベノ部二二)及「ドンヌール、ドルド
ル」(次ニ見ユ)ノ如キ是レナリ

本「ドンヌール、ド、オルトル」
Donneur d'ordre.

手形差出人

〔本義〕「ドンヌール」ハ「與ヘル人」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ(口音)「ド、オ
ルドル」ハ「ドルドル」ナリ

〔釋解〕「ブ」フ己レノ名ヲ以テ他人ノ爲メニ爲替手形ヲ
仕出ス者ヲ「チルール、プール、コント」(他ノ爲メニスル差
立人)トイフ其之ヲ依頼シタル者ヲ「ドンヌール、ドルド
ル」トイフ

〔參照〕「ベ」ノ部二二「ビエ」

Ordre.

オルドル

オノ部

七四九

債主序次

〔本義〕「オールド・トイフ・働詞ノ變シタル名詞」コシテ其義
上文「オールド・ナンス」ニ詳ナリ

〔釋解〕拿住ヲ爲シタル不動産賣却ノ價ヲ分配スル時其
分ケ前ヘテ取ル爲メニ呼ヒ集メラレタル先取特權者
書入ノ權アル權利者ノ順序ヲ定メタル明細書ヲイフ
此順序明細書ヲ造ル手續モ亦タ「オールド・トイフ」
〔參照〕(民)二一六六、二一九八、二二一八(訴)七四九以下、

オリジナル

本書

〔本義〕羅甸ノ「オリゴ」ヨリ出ツ「オリゴ」ハ「根本」ナリ「オリジ
ナル」ハ即チ「根本」ノ書付「ナリ」

111
Original.

Ouvrage.

〔釋解〕元本ヲ造リタル人ノ署名アル證書チイフ契約ノ
證據トナルモノハ此證書ニ限ル〇リトレ證書ノ原書
チイフ

〔參照〕〔民〕一三二五、

ウーウラジウ

勞力

製作物

著述

〔本義〕羅甸ノ「オペラリ」ヨリ出ツ「オペラリ」ハ「製造スル」ノ
義又「手」ヲ入レ仕揚ルノ義

〔釋解〕リトレ手ヲ以テスル仕事チイヒ又其働ヨリ生出
スル物及ヒ技術ヨリ生スル物チイヒ又文學上ヨリ生

スル物ヲイフ

〔参照〕(民)一七〇八、一七七一〇以下、一七七九以下、職人ハ(民)一七八〇以下、時効ハ(民)二二七一、特權ハ(民)二一〇三ノ四項、受取ハ(訴)五三七、住居ハ(民)一〇九、技術ノ製造ハ(民)五七〇以下、

オアアイアン、コント

一五
Oyant compte.

計算受取人

〔本義〕「オアアイアン」ハ「ウーイル」トイノ働詞ノ現在分詞ニシテ「ウーイル」ハ「聞ク」ノ義「コント」ハ「勘定」ナリ今此二語ヲ併セ「勘定ヲ承知スル」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕リトレ 裁判上ニテ計算ヲ受取ヘキ一方ノモノヲイフ

〔参照〕(民)四七二、(訴)五二九、五三六、五四二、

才ノ部

七五三

